

厚生労働省発表  
平成 18 年 3 月 10 日

## マタニティマークをととした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進について

### 1. 趣旨

21 世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとした。

#### ○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

### 2. マタニティマークの選考結果について（別添 1 参照）

「健やか親子 21」推進検討会委員による厳正な審査の上、恩賜財団母子愛育会埼玉県支部（埼玉県）の作品をマタニティマーク（最優秀作品）として決定した。

マークとして決定した上記作品の他に、東京地下鉄株式会社 瀬沼晃さん（東京都）、青木一浩さん（神奈川県）の作品を優秀作品とした。

### 3. マタニティマークの利用方法等について（別添 2 参照）

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

#### 4. 今後の普及方法について

厚生労働省ホームページ、政府広報、ポスター等、様々な機会をとおして国民に広く周知。

国土交通省、経済産業省等、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取組への協力を依頼。

さらに、地方公共団体、「健やか親子 21」推進協議会等の関係団体にも普及活動への協力を依頼。

##### <政府広報の予定>

3月25日（土） 9:30～ 9:55 中山秀征の愛して JAPAN! (TOKYO FM)

3月31日（金） 11:25～11:30 ご存じですか（日本テレビ）

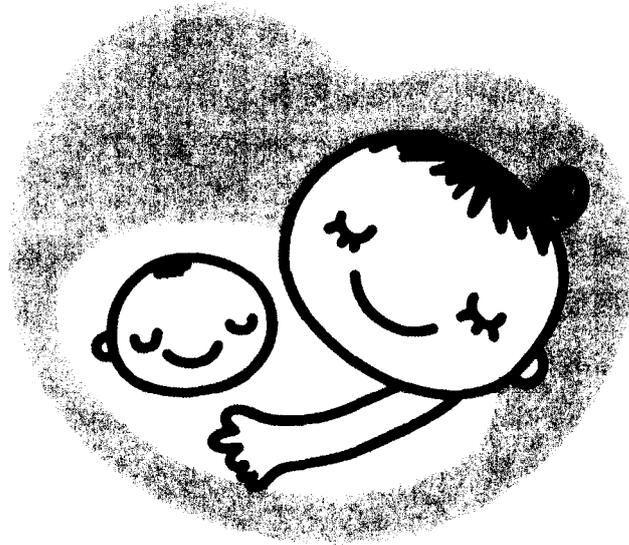
4月1日（土） 22:00～22:30 ニッポン早わかり（テレビ神奈川他）

※放送日時は地域によって異なることがある。

マタニティマークの選考結果について  
～たくさんの応募をいただきありがとうございました～

1. 募集期間 平成17年12月14日から18年1月31日
2. 募集方法 厚生労働省ホームページ及び郵送により募集
3. 応募総数 1,661作品（応募者数1,243）

最優秀作品（マタニティマーク）



恩賜財団母子愛育会埼玉県支部（埼玉県）の作品

優秀作品



東京地下鉄株式会社  
瀬沼 晃さん（東京都）の作品

優秀作品



青木一浩さん（神奈川県）の作品

## マタニティマークのデザイン及び利用方法について

## 1. 使用目的

- 1) マタニティマークの趣旨に基づいた場合に使用できます。
- 2) ただし、次の場合にはマークを使用できません。
  - ①独占的又は営利目的への使用。
  - ②マークの作成趣旨に反するなど著しく不相当と認められる使用。

## 2. 著作権等

- 1) マタニティマークの著作権等の一切の権利は、民間、地方公共団体等に幅広く自由に活用いただくために厚生労働省に帰属します。
- 2) マタニティマークは厚生労働省ホームページ等からダウンロードし、自由に使用いただけます。

なお、活用状況を集積するために、自治体、民間団体等で使用した際には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課（「5. 問い合わせ先」に同じ。）に下記の内容をメールまたはFAXでお送り下さい。

- ①自治体名または団体名、②住所、③担当者名及び連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、④使用目的、⑤使用物（ポスター、キーホルダーなど。ホームページに掲載する場合にはURL）

## 3. デザイン・使用例等（厚生労働省ホームページをご参照下さい）

多くの人が見て分かるように、下記の事項に留意してください。

- 1) カラーで使用する場合には色は変えないで下さい。
- 2) 大きさは拡大または縮小して使用できますが、マークを変形しないで下さい。
- 3) マークに呼びかけ文以外のデザインは加えないでください。

## 4. 呼びかけ文

交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用することができます。

（例）○交通機関等での取組

「座席は譲りあっておかけ下さい」

○受動喫煙の防止対策

「禁煙にご協力下さい」

「禁煙席があります」

○エレベーター等の乗降、段差のある場所での配慮等

「妊婦さんやお子さんを連れている方に配慮を」

5. 問い合わせ先

マークの作成趣旨に合致しているか否か判断がつかない場合には、下記までお問い合わせ下さい。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5253-1111(内線 7940、7939) 田母神(たもがみ)、市川  
03-3595-2544(夜間直通)

F A X 03-3595-2680

E-mail : sukoyaka21@mhlw.go.jp